

# 北九州市自転車競走電話投票実施規程

## ○北九州市自転車競走電話投票実施規程

平成30年5月23日

公管規程第39号

(趣旨)

第1条 この規程は、北九州市（以下「市」という。）が北九州市自転車競走実施条例（昭和38年北九州市条例第91号）に基づき実施する自転車競走の勝者投票のうち通信回線を経由した電話機その他の端末機（北九州市自転車競走キャッシュレス投票実施規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第38号）第1条に規定するキャッシュレス投票端末機を除く。）による投票（以下「電話投票」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(電話投票の方式)

第2条 電話投票の方式は、次のとおりとする。

- (1) 勝者投票券（以下「車券」という。）の購入内容を電話機を使用して直接入力する方式（第7条第1項において「ARS方式」という。）
- (2) 車券の購入内容を市の電子計算機に通信回線を介して接続された電子計算機を使用して直接入力する方式（第7条第2項及び第12条において「インターネット方式」という。）

(電話投票事務の委託)

第3条 市は、電話投票事務の全部又は一部を他の地方公共団体、自転車競技法（昭和23年法律第209号。第6条及び第16条において「法」という。）第38条第1項に規定する競技実施法人又は私人に委託することができる。

(電話投票契約)

第4条 電話投票をすることができる者は、次の各号のいずれかの方式で市と電話投票に関する契約（以下「電話投票契約」という。）を締結した者（以下「加入者」という。）とする。

- (1) 担保方式（担保金を設定する電話投票の方式をいう。以下同じ。）
- (2) 無担保方式（次号の方式を除き、担保金を設定しない電話投票の方式をいう。第8条第2項及び第27条第1項において同じ。）
- (3) 特別無担保方式（公営競技事業管理者（以下「管理者」という。）

## 北九州市自転車競走電話投票実施規程

が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）を利用して行う担保金を設定しない電話投票の方式をいう。第8条第3項及び第27条第1項において同じ。）

（募集）

第5条 電話投票契約を申し込もうとする者（以下この条において「加入申込者」という。）の募集方法、募集人員等は、管理者が別に定める。

2 加入申込者は、管理者が別に定める申込書を管理者に提出しなければならない。

3 前項の申込書を提出するときは、住民票の写しその他これに類するもの（加入申込者の氏名、住所及び生年月日の記載があるものに限る。）を添付しなければならない。

（加入者の欠格事項）

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、加入者となることができない。

（1） 法第9条又は第10条に規定する者

（2） 成年被後見人、被保佐人又は破産者であつて復権を得ないもの

（3） 北九州市自転車競走実施条例施行規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第35号）第62条第1項第11号に掲げる者

（4） 北九州市自転車競走実施条例施行規程第62条の2第1項又は第62条の3第2項の規定により競輪の開催日に競輪場及び場外車券売場への入場を禁止された者

（5） 法の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（6） 法人その他の団体

（7） 前各号に掲げる者のほか、競走の公正かつ安全な実施を妨げるおそれのある者

（平30公管規程40・一部改正）

（加入者番号等）

第7条 ARS方式による電話投票契約を締結したときは、管理者は当該電話投票契約に係る加入者番号を、当該加入者は自己の暗証番号（本人であることを

## 北九州市自転車競走電話投票実施規程

証明するための数字による符号をいう。次項及び第12条において同じ。)を定めて、これらをそれぞれ相手方に通知するものとする。

- インターネット方式による電話投票契約を締結したときは、管理者は当該電話投票契約に係る加入者番号及び個々の加入者を識別するための符号(第12条において「認証ID」という。)を、当該加入者は自己の暗証番号及びパスワード(本人であることを証明するための文字及び数字の組合せによる符号をいう。第12条において同じ。)を定めて、これらをそれぞれ相手方に通知するものとする。

(指定口座等の開設)

第8条 担保方式の加入者(以下「担保加入者」という。)は、管理者が別に定める金融機関(以下「取扱金融機関」という。)に、管理者が指定する日までに電話投票のための普通預金口座(以下「指定口座」という。)を開設しなければならない。

- 無担保方式の加入者(以下「無担保加入者」という。)は、取扱金融機関に、管理者が指定する日までに電話投票のための普通預金口座(以下「投票用口座」という。)及び投票用口座の預金を引き出すための普通預金口座(第4項及び第20条第1項において「振替用口座」という。)を開設しなければならない。

- 特別無担保方式の加入者(第11条、第19条第3項及び第20条第2項において「特別無担保加入者」という。)は、指定金融機関に、管理者が指定する日までに電話投票のための普通預金口座(以下「普通口座」という。)を開設しなければならない。

- 取扱金融機関は、指定口座又は投票用口座及び振替用口座(以下この項、第12条及び第13条において「指定口座等」という。)を開設したときは、当該指定口座等を開設した加入者の氏名及び当該指定口座等の番号を管理者に通知するものとする。

(振替依頼)

第9条 加入者は、車券の購入代金を指定口座、投票用口座又は普通口座から市に納付するため、預金口座振替依頼書(次項及び第13条において「振替

## 北九州市自転車競走電話投票実施規程

依頼書」という。)を、管理者が指定する日までに当該口座を開設した取扱金融機関又は指定金融機関に提出しなければならない。

2 取扱金融機関及び指定金融機関は、加入者が振替依頼書を提出したときは、その旨を市に通知するものとする。

(担保の提供)

第10条 担保加入者は、車券の購入代金の支払を担保するため、管理者が指定する日までに指定口座を開設した取扱金融機関に定期預金として、3万円、5万円、10万円、20万円又は30万円のうちいずれかの金額を選択し、当該選択に係る金額(以下「担保金額」という。)を預け入れ、当該定期預金に係る債権(元本に係る部分に限る。)に市を質権者とする質権を設定し、当該定期預金に係る定期預金証書を管理者に交付しなければならない。

2 前項の規定により交付された定期預金証書は、電話投票契約が解約された場合は、当該担保加入者に返還するものとする。ただし、管理者が第26条第2項の規定により質権を実行した場合には、その残額を返還するものとする。

(電話投票の利用開始期日の通知)

第11条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく電話投票の利用開始期日を定め、これを当該加入者に通知するものとする。

(1) 担保加入者が第8条第1項、第9条第1項及び前条第1項に定める手続を完了し、かつ、取扱金融機関が第8条第4項及び第9条第2項の手続を完了したとき。

(2) 無担保加入者が第8条第2項及び第9条第1項に定める手続を完了し、かつ、取扱金融機関が第8条第4項及び第9条第2項の手続を完了したとき。

(3) 特別無担保加入者が第8条第3項及び第9条第1項に定める手続を完了し、かつ、指定金融機関が第9条第2項の手続を完了したとき。

(加入者台帳)

第12条 管理者は、次に掲げる事項を記載した加入者台帳を作成するものとする。

## 北九州市自転車競走電話投票実施規程

- (1) 氏名、性別及び生年月日
- (2) 住所
- (3) 勤務先等の名称及び所在地
- (4) 自宅、勤務先等の電話番号
- (5) 暗証番号
- (6) パスワード（インターネット方式の加入者に限る。）
- (7) 加入者番号
- (8) 認証ID（インターネット方式の加入者に限る。）
- (9) 利用する取扱金融機関又は指定金融機関の名称及び指定口座等又は普通口座の番号
- (10) 担保金額（担保加入者に限る。）
- (11) 電話投票の利用開始期日
- (12) 前各号に定めるもののほか、管理者が必要と認める事項（解約）

第13条 管理者は、加入者が解約の申請をしたとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、電話投票契約を解約することができる。

- (1) 加入申込書又は添付書類に記載された事項が真実と異なるとき。
- (2) 管理者が指定した日までに加入者が指定口座等若しくは普通口座の開設、振替依頼書の提出又は担保方式にあっては担保の提供をしなかったとき。
- (3) 加入者が第10条に規定する定期預金に係る債権（元本に係る部分に限る。）を第三者に譲渡し、又は担保に供する等の処分をしたとき。
- (4) 第26条第2項の規定により、管理者が質権を実行したとき。
- (5) 加入者が指定口座等又は普通口座を解約したとき。
- (6) 加入者が1年間電話投票を行わなかったとき。
- (7) 加入者が第6条各号のいずれかに該当したとき。
- (8) 前各号に定めるもののほか、管理者が加入者として不適當であると認めたととき。

（加入者からの申請による利用の停止）

## 北九州市自転車競走電話投票実施規程

第14条 管理者は、加入者から管理者が別に定める書面により電話投票の利用を停止するよう申請があったときは、管理者が別に定める期間中、当該加入者による電話投票の利用を停止することができる。

2 管理者は、前項の規定により電話投票の利用を停止された加入者から管理者が別に定める書面により電話投票の利用の停止を解除するよう申請があったときは、前項の規定による電話投票の利用の停止を解除することができる。

3 第1項の規定により電話投票の利用を停止された加入者は、管理者が別に定める期間中、前項の規定による申請をすることができない。

(家族からの申請による利用の停止)

第15条 車券の購入により日常生活又は社会生活に支障が生じている疑いのある加入者の家族等（加入者と同居する成年者である親族（配偶者並びに6親等内の血族及び3親等内の姻族をいう。）その他管理者が別に定める者をいう。次項において同じ。）は、管理者が別に定める書面により当該加入者による電話投票の利用を停止するよう申請することができる。

2 管理者は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る加入者（以下この条において「利用停止候補者」という。）が車券の購入により日常生活又は社会生活に支障が生じている状態にあると認めるときは、利用停止候補者及び前項の規定による申請を行った加入者の家族等（第4項、第5項及び第7項において「申請家族等」という。）に対し、当該利用停止候補者による電話投票の利用を停止する旨及びその期間を通知して、当該利用停止候補者による電話投票の利用を停止することができる。

3 前項の規定による通知を受けた利用停止候補者は、電話投票の利用の停止を不服とするときは、前項の規定により通知された期間の初日の前日までに書面をもって管理者に対し意見を申し出ることができる。

4 管理者は、前項の規定による意見に理由があると認めるときは、第2項の規定による利用停止候補者による電話投票の利用の停止を取り消すこととし、利用停止候補者及び申請家族等にその旨を通知する。

5 管理者は、第2項の規定により電話投票の利用を停止された加入者又は申請家族等から管理者が別に定める書面により加入者による電話投票の利用の

## 北九州市自転車競走電話投票実施規程

停止を解除するよう申請があった場合において、管理者が別に定める事由に該当するときは、当該加入者による電話投票の利用の停止を解除することができる。

6 第2項の規定により電話投票の利用を停止された加入者は、管理者が別に定める期間中、前項の規定による申請をすることができない。

7 管理者は、第1項又は第5項の規定による申請があったときは、それぞれの申請の内容を疎明するに足りる資料の提出を利用停止候補者、同項に規定する電話投票の利用を停止された加入者又は申請家族等に求めることができる。

(その他の事由による利用停止)

第15条の2 管理者は、第14条第1項又は前条第2項の規定により電話投票の利用を停止された加入者に準ずる加入者として管理者が定める者による電話投票の利用を停止することができる。

(平30公管規程40・追加)

(勝者投票法)

第16条 電話投票による勝者投票法は、法第11条に掲げるもののうちから管理者が別に定める。

(競走の指定)

第17条 電話投票による車券を発売する競走は、管理者が別に指定する。

(車券発売の日時)

第18条 電話投票による車券の発売時間は、当該電話投票に係る競走が実施される日及びその前日の管理者が別に定める時間とする。

(購入限度額等)

第19条 担保加入者1人当たりの1回の電話投票に係る車券の購入限度額(以下この条及び次条において「電話投票購入限度額」という。)は、次のとおりとする。ただし、1日に999万円を超えて車券を購入することはできない。

(1) 電話投票を行う日(以下この条及び第26条第1項において「投票日」という。)における第1回目の電話投票購入限度額は、投票日の直前

## 北九州市自転車競走電話投票実施規程

の取扱金融機関の営業日（以下この項、次項及び第28条において「直前の営業日」という。）の営業終了時における当該担保加入者の指定口座の預金残高（決済未確認の証券類を除き、その額が担保金額を超える場合は、担保金額に相当する額とする。）から直前の営業日の営業終了後に購入した車券の購入金額を差し引いた額と当該車券に係る払戻金及び返還金の合計額の合算額（次号において「指定口座預金残高」という。）とする。

(2) 投票日における第2回目以後の電話投票購入限度額は、指定口座預金残高から直前の回までに購入した車券の購入金額を差し引いた額と当該車券に係る払戻金及び返還金の合計額の合算額とする。

2 無担保加入者1人当たりの1回の電話投票購入限度額は、次のとおりとする。ただし、1日に999万円を超えて車券を購入することはできない。

(1) 投票日における第1回目の電話投票購入限度額は、直前の営業日の営業終了時における当該無担保加入者の投票用口座の預金残高から直前の営業日の営業終了後に購入した車券の購入金額を差し引いた額と当該車券に係る払戻金及び返還金の合計額の合算額から次条第1項の規定により無担保加入者が預金の振替を指定した場合におけるその指定した額を差し引いた額（次号において「投票用口座預金残高」という。）とする。

(2) 投票日における第2回目以後の電話投票購入限度額は、投票用口座預金残高から直前の回までに購入した車券の購入金額を差し引いた額と当該車券に係る払戻金及び返還金の合計額の合算額とする。

3 特別無担保加入者1人当たりの1回の電話投票購入限度額は、次のとおりとする。ただし、1日に999万円を超えて車券を購入することはできない。

(1) 投票日における第1回目の電話投票購入限度額は、当該特別無担保加入者が普通口座から管理者が指定する預金口座（以下「購入限度額確定口座」という。）に投票日に振り替えた金額の合計額とする。

(2) 投票日における第2回目以後の電話投票購入限度額は、当該無担保加入者が普通口座から購入限度額確定口座に振り替えた金額の合計額から直前の回までに購入した車券の購入金額を差し引いた額と当該車券に係る払戻金及び返還金の合計額の合算額とする。

## 北九州市自転車競走電話投票実施規程

4 投票日における車券の購入可能回数は、管理者が別に定める。

(振替指定及び組戻指定)

第20条 無担保加入者は、前条第2項の規定による電話投票購入限度額内において任意の金額を1日の購入可能回数を限度とする任意の回数によって投票用口座から振替用口座へ振替指定することができるものとし、振替指定した預金を組戻指定することはできないものとする。

2 特別無担保加入者は、前条第3項の規定による電話投票購入限度額内において任意の金額を1日の購入可能回数を限度とする任意の回数によって購入限度額確定口座から普通口座へ振替指定することができるものとする。

(車券の発売方法)

第21条 電話投票に係る車券の発売方法は、管理者が別に定め、あらかじめ加入者に通知するものとする。

(投票の取消し及び変更)

第22条 加入者は、車券が発売された後は、車券の購入の取消し又は購入した車券に係る勝者投票法の種類、競走番号、選手番号若しくは連勝式番号の組及び購入枚数若しくは購入金額の変更をすることができない。

(車券等の受領)

第23条 発売した車券、払戻金及び返還金は、市が加入者に代わって受領するものとする。

(代理人による購入等の禁止)

第24条 車券の購入の申込みは、これを他人に行わせ、又は他人の委託により行ってはならない。

(受付の拒否)

第25条 管理者は、車券の購入の申込みについて疑義があるときその他これを受けることが不適當であると認めるときは、これを受け付けないものとする。

(発売金の収納)

第26条 車券の発売金の収納は、投票日に指定口座、投票用口座又は購入限度額確定口座から市の預金口座への振替により行う。ただし、投票日が取扱

## 北九州市自転車競走電話投票実施規程

金融機関又は指定金融機関の休業日である場合その他やむを得ない理由により投票日に振り替えることができない場合は、投票日後の直近の取扱金融機関又は指定金融機関の営業日に振り替えるものとする。

- 2 担保方式の場合において、前項の収納が指定口座の預金残高の不足により不能となったときは、管理者は質権を実行し、不足となった金額を当該担保加入者の定期預金から差し引き、これを発売金として収納する。

(払戻金及び返還金の振込み等)

第27条 第23条の規定により市が加入者に代わって受領した払戻金又は返還金は、担保方式及び無担保方式にあつては当該払戻金又は返還金を受領した日（以下この項において「受領日」という。）に加入者の指定口座又は投票用口座に、特別無担保方式にあつては受領日に購入限度額確定口座に振り込むものとする。ただし、受領日が取扱金融機関又は指定金融機関の休業日である場合その他やむを得ない理由により受領日に振り込むことができない場合は、受領日後の直近の取扱金融機関又は指定金融機関の営業日に振り込むものとする。

- 2 管理者は、第20条第1項又は第2項の規定により振替指定を受けた金額を当該振替指定を受けた日に振り替えるものとする。ただし、当該振替指定を受けた日が取扱金融機関又は指定金融機関の休業日である場合その他やむを得ない理由により当該振替指定を受けた日に振り替えることができない場合は、当該振替指定を受けた日後の直近の取扱金融機関又は指定金融機関の営業日に振り替えるものとする。

(預金残高の確認)

第28条 管理者は、直前の営業日に取扱金融機関に照会して、その日の営業終了時における加入者の指定口座又は投票用口座の預金残高を確認するものとする。

(車券の閲覧)

第29条 加入者は、第23条の規定により市が加入者に代わって受領した車券について、当該車券に係る競走が実施された日から60日以内に限り閲覧することができるものとする。

## 北九州市自転車競走電話投票実施規程

(異議の申立て)

第30条 加入者は、当該加入者が行った電話投票に関し、当該電話投票に係る競走が実施された日から60日以内に、管理者に対して異議を申し立てることができるものとする。

(投票の記録)

第31条 管理者は、加入者が行った電話投票のための投票の内容を記録し、当該記録を当該電話投票に係る競走が実施された日から60日間保存するものとする。ただし、異議の申立て等に係る記録は、必要な期間保存するものとする。

(委任)

第32条 この規程に定めるもののほか、電話投票の実施に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

付 則

この規程は、平成30年5月23日から施行する。

付 則 (平成30年9月28日公管規程第40号)

この規程は、平成30年10月1日から施行する。